

総社市水道企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第1号

総社市水道企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

総社市水道企業職員被服等貸与規程（平成17年総社市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条並びに様式及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「移動別表等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後様式とし、移動別表等に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動別表等を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、総社市水道企業職員の被服等の貸与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(被服等の貸与台帳)</p> <p>第2条 管理者の権限を行う市長は、被服等を貸与したとき、又は返納があったときは、被服等貸与台帳（別記様式）に遅滞なく所要事項を記載し、整備しておかなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、総社市水道企業職員（以下「職員」という。）の被服等の貸与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(被服等の種類)</p> <p>第2条 貸与する被服等の被貸与者、種類、数量及び貸与期間は、<u>総社市職員被服等貸与規則（平成17年総社市規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、別表のとおりとする。</u></p> <p>(被服等の貸与台帳)</p> <p>第3条 管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、被服等を貸与したとき、又は返納があったときは、被服等貸与台帳（別記様式）に遅滞なく所要事項を記載し、整備しておかなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前											
<p>(その他)</p> <p><u>第3条</u> 被服等の貸与に関しては、この規程に定めるもののほか、<u>総社市職員被服等貸与規則（平成17年総社市規則第27号）</u>の定めるところによる。</p> <p><u>別記様式（第2条関係）</u> 略 （別紙のとおり）</p>	<p>(その他)</p> <p><u>第4条</u> 被服等の貸与に関しては、この規程に定めるもののほか、<u>規則</u>の定めるところによる。</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被貸与者</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">数量</th> <th style="text-align: center;">貸与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市長が特に必要と認める職員</td> <td style="text-align: center;">雨具（上，下）</td> <td style="text-align: center;">1組</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半長ゴム靴</td> <td style="text-align: center;">1足</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別記様式（第3条関係）</u> 略</p>	被貸与者	種類	数量	貸与期間	市長が特に必要と認める職員	雨具（上，下）	1組	2年	半長ゴム靴	1足	1
被貸与者	種類	数量	貸与期間									
市長が特に必要と認める職員	雨具（上，下）	1組	2年									
	半長ゴム靴	1足	1									

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規程の施行の日の前日において、この規程による改正前の総社市水道企業職員被服等貸与規程（以下「旧規程」という。）別表に定める被服等の貸与を受けている職員に対する当該被服等の貸与については、旧規程の規定を適用する。

